

# 新潟市新津美術館 施設利用の手引き (2026年1月作成)

## 貸し出し施設

- 市民ギャラリー
- 野外劇場
- 展示室
- レクチャールーム

### 【各施設の概要】



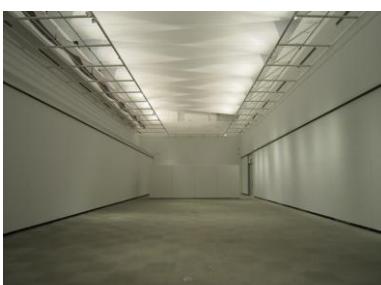
#### (1)市民ギャラリー / 貸出面積 290 m<sup>2</sup>

市民ギャラリーは一般の方に営利や商業宣伝の目的以外でギャラリーとして活用していただくための施設です。展示パネルで6つに仕切れることができ、規模にあわせて6分の1利用から全体利用までの6段階でご利用いただけます。



#### (2)野外劇場 / 貸出面積 435 m<sup>2</sup>(舞台 254 m<sup>2</sup>、客席 181 m<sup>2</sup>)

観客300名収容可能な扇状の客席と直径10mの円形ステージをもつ野外の円形劇場です。コンサートや演劇、パフォーマンスの舞台として幅広くご利用いただけます。ただし、音響や照明機器類は持ち込みとなります。



#### (3)展示室

展示室1 貸出面積 370 m<sup>2</sup> 展示壁面延長最大 80m

展示室2 貸出面積 350 m<sup>2</sup> 展示壁面延長最大 79m

※固定式展示ケース 28m(展示室2のみ)

天井高10m、2つの展示室は美術に関する発表や展示等を目的としてご利用いただけます。

展示室2



#### (4)レクチャールーム / 貸出面積 110 m<sup>2</sup>

レクチャールームは、美術や文化、教養等に関する調査、研究及び普及活動などを目的とした使用に限りご利用いただけます。20~30名程度の会議(テーブル利用)、100名程度(椅子のみ利用)の講演会が可能です。

## 新潟市新津美術館 施設利用の手引き (2026年1月作成)

### 【利用単位と利用期間】

#### (1) 市民ギャラリー

利用は1週間単位で連続2週間を限度とします。

#### (2) 野外劇場

1時間単位で利用できます。引き続き利用できる期間は1週間です。

#### (3) 展示室

展示室1・2とも利用期間は2週間以上4週間以内です。

#### (4) レクチャールーム

1日、午前、午後の区分で利用できます(1時間単位で追加も可能。)連続して利用できる期間は3日間です。

### 【利用料金】(令和7年4月1日利用から適用)

#### (1)市民ギャラリー

区 分	単 位	利 用 料 金	
市民ギャラリー	1週間につき	6分の1利用	9,200円
		6分の2利用	17,250円
		6分の3利用	23,000円
		6分の4利用	28,750円
		6分の5利用	34,500円
		全体利用	40,250円

※利用に際し、観覧料又はこれに類するものを徴収するときは、利用料の5割の額を加算します。

#### 備品

区 分	単 位	利 用 料 金		
展示パネル	1週間につき	1枚につき	大	300円
			中	200円
		1個につき		300円

※展示パネル大(幅6m×高さ3.73m×厚さ12cm)

展示パネル中(幅4.15m×高さ3.73m×厚さ12cm)

#### (2)野外劇場

区 分	単 位		利 用 料 金
野外劇場	午前9時～午後5時	1時間につき	570円
	午後5時～午後9時	1時間につき	1,150円

※利用に際し、観覧料又はこれに類するものを徴収するときは、利用料の5割の額を加算します。

## 新潟市新津美術館 施設利用の手引き (2026年1月作成)

### (3)展示室

区分	単位	利用料金
展示室 1	1日	17,250円
展示室 2	1日	17,250円

※利用に際し、観覧料又はこれに類するものを徴収するときは、利用料の5割の額を加算します。

### 備品

区分	単位	利 用 料 金	
可動展示パネル	1日につき	1枚につき	100円
取付照明器具		1個につき	50円

※可動式展示パネル(幅 1.8m × 高さ 2.5m × 奥行き 92cm)

エンドパネル(幅 0.92m × 高さ 2.443m × 厚さ 5cm)

### (4)レクチャールーム

区分	単位	利用料金
レクチャールーム	1日(午前10時～午後5時)	6,900円
	午前(午前10時～正午)	2,300円
	午後(午後1時～午後5時)	4,600円
	追加(1時間あたり)	1,150円

### 備品

区分	単位	利用料金
視聴覚機器設備一式	午前(午前10時～正午)	1,000円
	午後(午後1時～午後5時)	2,000円
	追加(1時間あたり)	500円

# 新潟市新津美術館 施設利用の手引き (2026年1月作成)

## 【利用手続き】

### (手順1) 空き状況の確認

- ・ご希望の日時の空き状況をお問い合わせください。

新潟市新津美術館 TEL 0250-25-1300

※新潟市が施設を使用する期間は利用できません。



### (手順2) 仮予約

- ・お問い合わせでご希望の日時が利用可能な場合、当館事務室又は電話で日程を仮予約することができます。

・仮予約の受付は、市民ギャラリー、野外劇場、展示室が利用日の6ヶ月前の月の初日から、レクチャールームについては利用開始の2ヶ月前の月の初日から受け付けます。

・ただし、月の1日が休館日の場合は翌開館日から受け付けます。(展示替え等で休館日が連続する場合の受付開始日は、当館ウェブサイト等でお知らせします。)

・受付時間は、午前10時から午後5時までです。

・来館と電話による仮予約が同時にあった場合は、来館を優先します。また、同時に複数の来館による仮予約があった場合は申込者同士の話し合い、もしくは抽選で決定します。



### (手順3) 本予約(利用申請)

・1か月前までに当館事務室にて、「利用申請書」に必要事項を記載し提出してください。

・当館ホームページに催しの概要を掲載できますので、ご希望の場合は申し出てください。「展覧会名・日時・主催者・連絡先TEL等」が掲載可能です。



### (手順4) 使用料納付

・「利用許可書」はお支払後にお渡します。



### (手順5) 利用の変更・申請取止め

・利用許可を受けた事項に変更が生じた場合は、速やかに「変更申請」を提出し、それに伴い発生する差額をお支払いください。

・利用日変更や取止めの場合、原則として使用料の還付はいたしません。



### (手順6) 利用日

・当館の開館時間は10時です。それ以前の入館はできません。

・追加で設備を使用する必要が生じた場合は、当日中に利用申請と使用料をお支払いください。



### (手順7) 利用終了

・利用終了後は会場の清掃を行い、施設・設備等すべて点検・原状復帰し、担当職員の点検を受けてください。ゴミはお持ち帰りください。

# 新潟市新津美術館 施設利用の手引き (2026年1月作成)

## ◎ご利用にあたっての注意事項

### 【広報】

ポスター・チラシ・ハガキ等を作成する際、必ず問い合わせ先（主催者等の電話番号 ※新津美術館ではない）を明記してください。

### 【搬入・展示・搬出等】

- (1) 施設の利用時間は午前10時～午後5時です。(野外劇場は午後9時まで利用できます。)
- (2) 許可された利用時間、利用期間には準備及び後片付けに要する時間も含みます。  
(ただし、事故防止のために休館日、利用時間外に搬入出をお願いする場合があります。)
- (3) 美術館の臨時休館日(展示替え等による休館の場合)は利用できません。
- (4) 危険物や施設を損傷、汚染するおそれがあると当館が判断するものは、展示できません。
- (5) 展示にあたっては、当館にあるフック等備品(無料)をご使用ください。それ以外のものを利用になりたい場合は、事前にご相談ください。
- (6) 展示に際し、特別の設備をしようとする場合は、事前に許可が必要です(デモンストレーション等をご希望される場合は、書面にまとめご提出ください。)
- (7) 施設の利用中に備品や器具などに故障や破損が生じたら、すみやかに報告してください。
- (8) 搬入、展示、搬出の際は、美術館職員の指示に従ってください。

※ 利用期間中における展示品等の管理は、利用者が責任をもって行ってください。万一展示品等の破損や紛失が発生しても、美術館はいっさい責任を負いません。

### 【禁止事項】

- (1) もっぱら営利又は宣伝を目的とした利用はできません。
- (2) 営利目的のための物販はできません(行事の実施上必要なパンフレット、図録の配付は除きます。)
- (3) 施設内での喫煙や火気の使用、特定の場所以外での飲食は禁止です。
- (4) 館内への生花、飲食物(ジュース、お菓子等)の持ち込みを禁止します。ただし、水分補給程度の水、お茶は可。ペットボトルや水筒など、密閉できる容器でお持ちください。
- (5) 利用期間中は係員の指示に従い、一般観覧者の迷惑にならないようお願いします。
- (6) 利用申込があつた区画以外のご利用はできません。

## 新潟市新津美術館 施設利用の手引き (2026年1月作成)

### 【利用許可の取り消し】

次の場合は、施設の利用許可を取り消します。

- ① 展示内容が公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められる場合。
- ② 美術館の管理上、支障があると認められる場合。
- ③ 許可を受けた目的以外の目的に利用する場合。又は、第三者に利用させる場合。
- ④ 偽り、その他不正な手段による利用の許可を受けた場合。

※ お申込みその他については、新津美術館へお問い合わせください。

### 新潟市新津美術館

〒956-0846 新潟市秋葉区蒲ヶ沢109-1  
TEL:0250-25-1300 FAX:0250-25-1303  
Email:museum.ni@city.niigata.lg.jp